

個人情報ファイル簿（単票）

作成日 令和4年11月30日

個人情報ファイルの名称	滞納整理システム
行政機関等の名称	<input checked="" type="checkbox"/> 東京都北区長 <input type="checkbox"/> 東京都北区教育委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区選挙管理委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区監査委員
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称（所管課）	区民部収納推進課
個人情報ファイルの利用目的	特別区民税等の滞納整理事務を行うため
個人情報ファイルの保有開始日	<input checked="" type="checkbox"/> 令和5年4月1日以前
	<input type="checkbox"/> 新規（ 年 月 日）
記録項目	1氏名、2生年月日、3性別、4住所、5電話番号、6宛名番号、7世帯番号、8同一世帯者氏名、9同一世帯者生年月日、10続柄、11税目、12調定額、13収納額、14領収日、15財産情報（預金、給与、不動産、自動車等）、16生活保護受給状況 など
記録範囲	住民基本台帳システムに記載のあるもの
記録情報の収集方法	住民基本台帳システム内情報 個人住民税システム内情報 軽自動車税システム内情報 生活保護システム内情報 国税徴収法に基づく照会・回答
要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
特定個人情報の該当性	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
特定個人情報に該当する場合は、個人番号の利用根拠	<input type="checkbox"/> 行政定続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項：別表第1項番（ ）
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第2項：東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に

個人情報ファイル簿（単票）

作成日 令和4年11月30日

個人情報ファイルの名称	電話催告システム
行政機関等の名称	<input checked="" type="checkbox"/> 東京都北区長 <input type="checkbox"/> 東京都北区教育委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区選挙管理委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区監査委員
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称（所管課）	区民部収納推進課
個人情報ファイルの利用目的	特別区民税等の滞納整理事務を行うため
個人情報ファイルの保有開始日	<input checked="" type="checkbox"/> 令和5年4月1日以前
	<input type="checkbox"/> 新規（ 年 月 日）
記録項目	1氏名、2生年月日、3性別、4住所、5電話番号、6宛名番号、7世帯番号、8同一世帯者氏名、9同一世帯者生年月日、10続柄、11税目、12調定額、13収納額、14領収日、15財産情報（預金、給与、不動産、自動車等）、16生活保護受給状況 など
記録範囲	滞納整理システムに記載のあるもの
記録情報の収集方法	滞納整理システム内情報との連携
要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
特定個人情報の該当性	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
特定個人情報に該当する場合は、個人番号の利用根拠	<input type="checkbox"/> 行政定続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項：別表第1項番（ ）
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第2項：東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年10月東京都北区条例第63号）別表第1項番（ ）

個人情報ファイル簿（単票）

作成日 令和4年11月30日

個人情報ファイルの名称	収納消込システム
行政機関等の名称	<input checked="" type="checkbox"/> 東京都北区長 <input type="checkbox"/> 東京都北区教育委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区選挙管理委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区監査委員
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称（所管課）	区民部収納推進課
個人情報ファイルの利用目的	特別区民税等の収納管理、口座振替登録及び過誤納金還付充当事務を行うため
個人情報ファイルの保有開始日	<input checked="" type="checkbox"/> 令和5年4月1日以前
	<input type="checkbox"/> 新規（ 年 月 日）
記録項目	1氏名、2生年月日、3性別、4住所、5電話番号、6宛名番号、7世帯番号、8同一世帯者氏名、9同一世帯者生年月日、10続柄、11税目、12調定額、13収納額、14領収日、15口座情報（金融機関名、口座番号、口座名義人等） など
記録範囲	住民基本台帳システムに記載のあるもの
記録情報の収集方法	住民基本台帳システム内情報 個人住民税システム内情報 軽自動車税システム内情報 本人からの申請
要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
特定個人情報の該当性	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
特定個人情報に該当する場合は、個人番号の利用根拠	<input type="checkbox"/> 行政定続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項：別表第1項番（ ）
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第2項：東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人

	情報の提供に関する条例（平成27年10月東京都北区条例第63号）別表第1項番（ ）
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第4項
	<input type="checkbox"/> その他（ ）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称） 北区総務部総務課文書係
	（所在地） 〒114-8508 東京都北区王子本町1丁目15番22号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
	個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
個人情報ファイルを管理する組織の名称	区民部 収納推進課 収納係 電話番号 03（3908）1124
備考	